特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	健康増進に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、健康増進に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	健康増進に関する事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、委託契約の締結時に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の内容	健康増進法、母子保健法及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)に基づき、下記の事務を行う。 ＜法定事務＞ ①基本健康診査 ②がん検診 ③骨祖しょう症検診 ④肝炎ウイルス検診 ⑤お口の健康診査 ⑥3～4か月児健康診査 ⑦6か月児健康診査9か月児健康診査 ⑧1歳6か月児健康診査 ⑨3歳児健康診査 ⑩精密健康診査 ⑪健診未受診者への受診勧奨 ⑫新生児訪問指導 ⑬4か月児育児相談 ⑭母子歯科保健事業 ＜独自利用事務＞ ⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診 ・口腔がん検診 上記に挙げた事務において、特定個人情報を取り扱う具体的な事務処理は次のとおり。 ・健(検)診受診情報・通知送付履歴等の照会 ・年齢、性別、資格情報、過去の受診記録から健(検)診対象者を抽出し、通知物等の印字・発送を行う。 ・健(検)診受診券等の発行申込に対し、対象者であることを確認の上、発行を行う。 ・健(検)診の予約申込に対し、対象者であることを確認の上、予約情報の入力を行う。 ・健(検)診結果のエラーチェックを行い、入力・取込を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	・受診情報・通知送付履歴等の照会 ・健(検)診対象者の抽出 ・各種帳票の出力 ・事業予約情報の管理 ・各種健(検)診結果のエラーチェック及び登録(手入力、パンチデータ取り込み) ・健診等委託料の計算処理 ・国などへ報告する数値の算出 ・統計分析機能 ・事業実施スケジュールの管理 ・保健師活動実績の記録
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　(　)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	システム共通基盤
②システムの機能	【団体内統合宛名管理システム（共通宛名）】 1．宛名管理機能 住民記録システムから取得した住記データを、統合宛名データベースに反映を行う。 2．団体内宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3．団体内宛名番号の変更機能 個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の、団体内統合宛名番号の変更を行う。 4．符号管理機能 符号取得要求、符号取得依頼受信等を行う。 【住民情報・年金特徴情報照会システム】 1．住民情報照会機能：住民登録者の住民記録情報を照会する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー連携システム
②システムの機能	情報提供機能 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に規定された機関の事務からの提供情報の受領と、中間サーバーへの情報提供を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2　情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3　情報提供機能 　情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4　既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5　情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6　情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7　データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8　セキュリティ管理機能 　セキュリティを管理する機能。 9　職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報。（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10　システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項　別表第一第49項 ･･･⑥～⑭、第76項 ･･･①～⑤ 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第40条 ･･･⑥～⑭、第54条 ･･･①～⑤ 3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条　別表第1第9項⑮
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 【照会】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
7. 他の評価実施機関	
―	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
健康増進ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		健康増進事業、母子保健事業対象者
	その必要性	健康増進事業、母子保健事業の対象者の管理や受診情報の管理を目的とし、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報により自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。 【業務関係情報】 ・健(検)診結果による事業対象者の判定や、加入資格情報による事業対象者の抽出を実施するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年12月
⑥事務担当部署		みなと保健所健康推進課 健康づくり係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[○] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [　　] その他　（　　）
③使用目的 ※		健康増進事業、母子保健事業を行う上で、生年月日・性別・受診履歴等により対象者の検索・特定を行う。そして、対象者であることの確認や通知発送を行う。
④使用の主体	使用部署	みなと保健所健康推進課 保健福祉支援部障害者福祉課 芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課 子ども家庭支援センター 児童相談課
	使用者数	[　　100人以上500人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・生年月日、性別、受診履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。 ・事業予約申込みの際、年齢・性別、受診履歴等により対象者であることを確認する。 ・健診等の結果データを取り込み、その後の対象者抽出の条件として使用するほか、統計情報の抽出に使用する。
	情報の突合	内部の識別番号、氏名、年齢、生年月日、性別により突合
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		健康管理システムの保守・改修業務
①委託内容		健康管理システムの保守・改修業務を、開発業者へ委託している。
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 両備システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		システム共通基盤の保守委託
①委託内容		システム共通基盤の保守作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	システム共通基盤の保守作業
委託事項3		システム運用にかかるオペレーション業務委託
①委託内容		ジョブスケジューリングやバッチ処理監視、帳票印刷等のシステム運用作業等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷、アクセスログ開示請求運用等のシステム運用作業等
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　]提供を行っている　（　　）件　[　]移転を行っている　（　　）件 [○]行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜区における保管場所の措置＞ データセンターにおいて特定個人情報を保管し以下対策を実施。 外部進入防止：外周赤外線センサー監視　24時間有人監視　監視カメラ 入退館（室）管理：管理ICカードによる入館管理　管理ICカード＋静脈認証による共連れ防止入退室管理 不正持込・持ち出し防止：所持品検査　センター職員によるラック開閉管理 ＜消去＞ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、年度更新で消去
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
健康増進ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	受付票の記載項目を必要最小限とする。 受付に不必要な書類は受理しない。 通知の発送にあたっては、住民票上の住所地以外へは原則として送付しない。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
[不適切な方法で入手が行われるリスク] ・受付票の記載項目を必要最小限とし、受付に不必要な書類は受理しない。 [入手した特定個人情報が不正確であるリスク] ・受診券等の通知は健康管理システムで作成し、その発送にあたっては住民票上の住所地以外へは原則として送付しない。 [入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク] ・帳票については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、区の規程により定められる期間、施錠して保管する。 ・健康管理システムを利用するためにはICカードとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外にアクセス権限を与えていない。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を照会するのは、システムの総合照会画面に限られ、あらかじめ照会できる権限を与えられたユーザー及び事業以外では照会できない。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムを利用可能な職員を特定し、ICカードとパスワードによる認証を行っている。	
その他の措置の内容	・人事異動等により権限変更が生じた場合には、データを随時更新している。 ・管理担当者以外の者がアクセスできないよう設定したシステム利用履歴(ログ)を7年間保存している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
[特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク] ・設置の端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる仕組みになっている。 ・個人番号等を保持するテーブルと住民情報等を保持するテーブルは別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスしない仕組みとなっている。 [従業者が事務外で使用するリスク] ・個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー・事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講（年1回）とeラーニングの実施（年2回）を全員に義務付けている。 ・情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従業者に周知徹底している。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託を禁止している。 ・委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	・システム利用履歴(ログ)を7年間保存している。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
[情報保護管理体制の確認] ・業者選定時に選定基準を設定し、委託先の社会的信用と能力を確認する。 なお、募集要項にプライバシーマークの認定を要件としている。 [特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限] ・作業者を限定するために、委託業者の従事者名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜区側システム運用における措置＞ ①必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ②各自のID、操作者ICカード、パスワードは適切に管理し、離席時には必ずログアウトし、なりすましを防止している。 ③情報漏えい防止を中心としたセキュリティ研修を定期的に実施し、安全対策手順を遵守した運用を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した利用特定個人情報の提供に係る情報照会者等、事務及び利用特定個人情報を一覧化したもの （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、きわめて慎重に取り扱うべき特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	―	
再発防止策の内容	―	
その他の措置の内容	・漏えい防止のため、特定個人情報ファイルの利用・複製は強固なセキュリティを有するファイル連携サーバ上のみ可能とし、アクセス制限やアクセスログの保存を行っている。 ・滅失・毀損防止のため、特定個人情報ファイルを保有するサーバは、多重のバックアップ機能を備えたものとしている。 ・事故発生時の手順は、情報安全対策実施手順に定めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[保管に対する措置]
・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。
・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。
・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。
・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。
・監視設備として監視カメラ等を設置している。

[消去に対する措置]
・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。
・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。
・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。
・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行う。
・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を毎年義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約で区と同等の安全管理措置を求めており、従事者に対する個人情報保護に関する研修の実施や秘密保持契約の締結を義務付けている。 ・セキュリティ研修については、当該事務に着任時に行う他、研修1回と自己点検2回を毎年実施。特定個人情報の不適切な扱いは重い罰則が規定されているため、研修は具体的かつ丁寧に実施予定。 ・正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科の罰則が適用されるなど、従来の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっており、こうした罰則規定も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性を従業者に繰り返し周知する。

10. その他のリスク対策

区のデータセンタに設置した仮想化サーバー上にシステムを搭載することで、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒108-8315 東京都港区三田1丁目4番10号 みなと保健所 健康推進課
②請求方法	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	ー
④個人情報ファイル簿への不記載等	ー
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 電話番号 03-6400-0083
②対応方法	問合せを受けた場合は、問合せ内容と対応経過について記録を残す。 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、関係機関と連携して対処する。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月1日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	実施せず
②実施日・期間	ー
③主な意見の内容	ー
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	令和4年2月22日
②方法	港区個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	問題なし

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)	事後	条例制定による条例名の修正
平成27年12月21日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑮基本健康診査において、法定事務として行う対象者以外の者へ実施するもの。 ・75歳以上で、後期高齢者医療の被保険者。	削除	事後	番号法改正による削除
平成27年12月21日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑯がん検診において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・胃がん検診(35歳～39歳) ・大腸がん検診(35歳～39歳) ・乳がん検診(30歳～39歳の女性) または、法定事務として行う検診以外のがん検診 ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診 ⑰骨祖しょう症検診において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・20歳以上の女性で、40、45、50、55、60、65、70歳以外の者 ⑱肝炎ウイルス検診において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・39歳以下の者 ⑲お口の健康診査において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・20歳未満の妊婦 ・20歳以上で、40、50、60、70歳以外の者	⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診	事後	「法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施する」としていたものを、法定事務に含まれるものとして整理
平成27年12月21日	Ⅰ 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	3 (仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例・・・⑮～⑲	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)・・・⑮	事後	条例制定による条例名の修正と、独自利用事務を整理したことによる対象番号の削除
平成27年12月21日	Ⅴ 評価実施手続 3..第三者点検 ②方法	港区個人情報保護運営審議会に諮問(予定)	港区個人情報保護運営審議会に諮問	事後	点検終了のため削除
平成27年12月21日	Ⅴ 評価実施手続 3..第三者点検 ③結果	_	問題なし	事後	点検終了のため追記
平成28年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年12月予定	平成27年12月	事後	「予定」を削除
平成28年4月15日	Ⅰ 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)・・・⑮	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)・・・第11条の2 第1項 別表第1第9項⑮	事後	条例の条・項番の記載漏れ修正
平成29年4月1日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜独自利用事務＞ ⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診	＜独自利用事務＞ ⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診 ・口腔がん検診	事後	口腔がん検診の追加
平成29年4月1日	Ⅰ 基本情報 6..評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 村山 正一	健康推進課長 白井 隆司	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別添1）ファイル記録項目	記載なし	子宮頸がん検診 16 HPV検査結果 口腔がん検診 1 西暦年度 2 受診日 3 結果 4 医療機関 5 精密検査結果 6 支払月 7 受付日 8 自己負担有無 9 集団個別区分 胃がん内視鏡検査 1 西暦年度 2 受診日 3 医療機関 4 生検 5 再検査の必要性 6 総合判定 7 支払月 8 受付日 9 自己負担有無 10 集団個別区分	事後	口腔がん検診等項目の追加
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム共通基盤の保守作業 委託事項3 システム運用にかかるオペレーション業務委託 ③委託先名	株式会社 日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	委託先の変更
平成29年5月22日	Ⅳ開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。	事後	請求方法を具体的に記載
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報 6..評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 白井 隆司	健康推進課長 近藤 裕子	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	平成30年5月版様式3に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ基本情報 6評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康推進課長 近藤 裕子	健康推進課長	事後	氏名記載不要となったため
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの入手・使用 ④使用の主体 使用部署	みなと保健所健康推進課 保健福祉支援部障害者福祉課 芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課	みなと保健所健康推進課 保健福祉支援部障害者福祉課 芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課 子ども家庭支援センター	事後	システム使用部署の追加
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報ファイルの入手・使用 ④使用の主体 使用者数	50人以上100人未満	100人以上500人未満	事後	システム使用人数の修正
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続	庁内連携システム、宛名システム等のみ接続	情報提供ネットワークシステムを追加。	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	システム1、2 略	システム1、2略 システム3 中間サーバー連携システム、システム4 中間サーバー	事前	法令改正による追加

令和3年12月1日	Ⅰ基本情報　2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　②システムの機能	記載なし	システム3　情報提供機能　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に規定された機関の事務からの提供情報の受領と、中間サーバーへの情報提供を行う。	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報　2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　②システムの機能	記載なし	システム4 1　符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2　情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3　情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4　既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5　情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報　2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　②システムの機能	記載なし	システム4 6　情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7　データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8　セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9　職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10　システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報　5情報提供ネットワークシステムによる情報連携※①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報　5情報提供ネットワークシステムによる情報連携※②法令上の根拠	記載なし	【提供】 1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の102の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条（健康増進法関係） 【照会】 1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の102の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条（健康増進法関係）	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク1：目的外の入手が行われるリスク　のリスクに対する措置の内容	記載なし	＜区側システム運用における措置＞ ①必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ②各自のID、操作者ICカード、パスワードは適切に管理し、離席時には必ずログアウトし、なりすましを防止している。 ③情報漏えい防止を中心としたセキュリティ研修を定期的に実施し、安全対策手順を遵守した運用を行っている。	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク1：不正な提供が行われるリスク	記載なし	十分である	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク2：不正な提供が行われるリスク　のリスクに対する措置の内容	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1．情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2．情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	法令改正による追加

令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク2：不正な提供が行われるリスク　のリスクに対する措置の内容	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 3．特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、きわめて慎重に取り扱うべき特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4．中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク2：不正な提供が行われるリスク　のリスクに対する措置の内容	記載なし	十分である	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応してい
令和3年12月1日	Ⅲリスク対策　6情報提供ネットワークシステムとの接続　情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	法令改正による追加
令和3年12月1日	Ⅰ基本情報　2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　③他システムとの接続	記載なし	システム3：宛名システム等、その他（中間サーバー） システム4：情報提供ネットワークシステム、宛名システム等	事前	法令改正による追加
令和4年2月22日	特定個人情報保護評価書表紙　個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の特記事項	記載なし	健康増進に関する事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、委託契約の締結時に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。	事前	第三者点検を反映し追加
令和4年2月22日	Ⅲリスク対策　8.監査　実施の有無　内部監査欄	記載なし	該当の〇を記入。	事前	第三者点検を反映し追加
令和4年2月22日	Ⅲリスク対策　9.従業者に対する教育・啓発　具体的な方法	・職員及び事業所派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を毎年義務付けている。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。 ・年2回、eラーニングのチェックリストに回答する形でセキュリティ対策の自己点検を行っているが、新たに特定個人情報についての項目を追加する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となることを周知している。	・職員及び事業所派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を毎年義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約で区と同等の安全管理措置を求めており、従事者に対する個人情報保護に関する研修の実施や秘密保持契約の締結を義務付けている。 ・セキュリティ研修については、当該事務に着任時に行う他、研修1回と自己点検2回を毎年実施。特定個人情報の不適切な扱いは重い罰則が規定されているため、研修は具体的かつ丁寧に実施予定。 ・正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科の罰則が適用されるなど、従来の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっており、こうした罰則規定も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性を従業者に繰り返し周知する。	事前	第三者点検を反映し修正
令和5年6月21日	Ⅰ基本情報　3特定個人情報ファイル名　4個人番号の利用法令上の根拠	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第11条の2　別表第1第9項⑮	3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条　別表第1第9項⑮	事後	条例改正のため
令和8年3月18日	新様式移行			事後	新様式移行

令和8年3月18日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 1　番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の102の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条(健康増進法関係) 【照会】 1　番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の102の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条(健康増進法関係)	【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅲ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した利用特定個人情報の提供に係る情報照会者等、事務及び利用特定個人情報を一覧化したもの	事後	番号法改正のため